

2023年11月30日 全7頁

日本のデジタル化政策の現状及び課題②

デジタル化政策を俯瞰する（1）

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の考え方などの大枠

経済調査部 主任研究員 溝端 幹雄

[要約]

- 今回と次回のシリーズレポートでは、日本におけるデジタル化政策を俯瞰する。
- 政府による現行のデジタル化政策の羅針盤となるのは「デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下、重点計画）」だ。これは、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めたものである。
- 重点計画では、日本が目指すデジタル社会、デジタル社会の実現に必要な理念・原則、重点計画の実現可能性を高めるための仕組み（基本戦略）、そして具体的な施策が整理されている。今回のレポートでは、この重点計画の考え方などの大枠について議論する。
- 次回のレポートでは、重点計画で示された具体的な施策やその周辺の枠組みなどについて議論する。

はじめに

本シリーズは、日本のデジタル化の現状や課題に関する要点を簡潔にまとめたレポートである。今回と次回のシリーズレポートでは、日本における政府のデジタル化政策を俯瞰する。今回のレポートは、日本のデジタル化政策の羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の考え方などの大枠について議論する。

デジタル化政策の羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

（1）重点計画の全体像

政府による現行のデジタル化政策の本格的な取り組みは、2020年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定より始まった¹。これを受けて、高度情報通信ネットワーク

¹ もちろん、政府は2000年の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（いわゆるIT基本法）の制定、2001年の「e-Japan戦略」以降、国としてIT戦略の取り組みを行ってきた。しかし当初は、主にインターネット等の高速情報通信インフラの整備とIT利活用の推進に力点が置かれており、必ずしもデジタル化やデータ利活用を意識したものではなかった。これらを意識した戦略は、2013年の「内閣情報通信政策監（政府CIO）の法

社会形成基本法(IT 基本法)の見直しが行われ、そして2021年9月にはデジタル庁が発足した。さらに有識者によって構成される、今後のデジタル社会の在り方等を調査審議する「**デジタル社会構想会議**」等での議論を経て、2021年6月にはデジタル化政策の羅針盤となる「**デジタル社会の実現に向けた重点計画(以下、重点計画)**」(2021年12月を除き、毎年6月に改訂)が策定された²⁾。これは、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めたものであり、デジタル社会実現の司令塔であるデジタル庁のみならず、各省庁の取り組みも含め工程表などスケジュールと併せて明らかにしたものだ(図表1)。この重点計画に基づき、内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとする「**デジタル社会推進会議**」において、デジタル社会形成のための施策の実施を推進していくことになる。

図表1 デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。(デジタル社会形成基本法38②等)
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」	
デジタル社会で 目指す6つの姿	① デジタル化による成長戦略 ② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化 ③ デジタル化による地域の活性化 ④ 誰一人取り残されないデジタル社会 ⑤ デジタル人材の育成・確保 ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略
具体策を考える上で前提となる理念・原則	
デジタル社会形成のための基本10原則 ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩明確・国際貢献 構造改革のためのデジタル5原則 ①デジタル先駆・自動化原則 ②デジタルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤汎用基礎利用原則	国の行政手続オンライン化の3原則 デジタルファースト ワンスオンリー コネクテッド・ワンストップ 業務改革(BPR)と規制改革の必要性 サービス設計12箇条 クラウド・バイ・デフォルト原則
目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組(基本戦略)	
デジタル臨時行政調査会 ・アナログ規制の見直しに係る工程表確定・法案提出。 技術検証の実施。テクノロジーマップ整備を進め、 工程表に沿った規制見直しを図る。 デジタル田園都市国家構想実現会議 ・デジタル田園都市国家構想交付金による支援等を通じ、 マイナンバーカード利用サービスの機展、(「書かない窓口」)等を推進する。 国際戦略の推進 ・DFFT/諸外国デジタル政策連携機との連携強化	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 ・国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応 としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応 ・AI戦略チーム等の連携体制/AIの社会実装 包括的データ戦略の推進と今後の取組 ・データ連携基盤、ベース・レジストリ等を重点的に取り組む Web3.0の推進 ・ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備
デジタル社会の実現に向けた基本的な施策	
国民に対する行政サービスのデジタル化 ・国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン アーキテクチャの将来像整理/公共サービスメッシュの整備 マイナンバー制度の利活用の推進 情報連携の拡大/国家資格等のデジタル化の推進/特定の 給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進 マイナンバーカードの普及及び利用の推進 オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/ 健康保険証利用/運転免許証と一体化/個人認証アプリの 開発・活用促進/次期マイナンバーカード検討 公共フロントサービスの提供等 マイナポータル継続改善/預貯金付番の円滑化 安全・安心で便利に暮らすためのデジタル化 準公共分野のデジタル化の推進等 健康・医療・介護 (医療DX/オンライン診療/次の感染症危機への備え/ 教育(GIGAスクール構想/教育データ利活用) 防災(防災デジタルプラットフォーム/防災DXサービスマップ/ 子ども/モビリティ/取引(デジタルインボイス等)/	アクセシビリティの確保 サービスデザイン体制強化/ウェブアクセシビリティ/ デジタル推進委員/多言語対応 産業のデジタル化 ・デジタルによる新たな産業の創出・育成 クラウドサービス産業の育成/ITスタートアップ等の育成 ・事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 e-Govのガバメントクラウド移行・利便性向上/ シグランツの内部開発推進・利用拡大 ・中小企業のデジタル化の支援 IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援 ・産業全体のデジタルトランスフォーメーション DX認定制度/DX銘柄/DXセレクション/DX投資促進税制/ サイバーセキュリティ強化
	デジタル社会を支えるシステム・技術 国の情報システムの刷新 情報システム整備方針の策定・一元的なプロジェクト管理/ガバメントクラウド の整備/府省LAN統合/デジタルマーケットプレイス/スタートアップ参画促進 地方の情報システムの刷新 標準標準システムへの移行支援 デジタル化を支えるインフラの整備 Beyond 5G(6G)/半導体/海底ケーブル・データセンター/自動運転/ドローン物流 デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化 デジタル社会のライフスタイル・人材 テレワークの推進 民間・地方でのテレワーク推進/国家公務員のテレワーク定着・推進 デジタル人材の育成・確保 プログラミング必修化/リカレント教育/ AI普及等を踏まえたデジタルスキル標準アップデート/デジタル人材教育 プログラム充実/数理・データサイエンス・AI教育の推進/女性人材 今後の推進体制 デジタル庁の役割と政府における推進体制/関係機関との連携強化/ 地方公共団体等との連携・協力/民間事業者等との連携・協力

(出所) デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」より

重点計画では、我が国が目指すデジタル社会、具体策を考える上で前提となる理念・原則、実現可能性を高めるための仕組み(目指す姿を実現する上で有効な戦略的取組<基本戦略>)、そして具体的な施策(デジタル社会の実現に向けた基本的な施策)が整理されている。本稿では、重点計画で示されるデジタル化に関する具体的な施策を見ていく前に、まず政府のデジタル化政策の理念・原則やその実現可能性を高めるための仕組みなどの大枠について説明する。

定設置)や、2016年の「官民データ活用推進基本法」を受けて2017年に策定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が契機となっている。

²⁾ これに伴って、それまで策定されていた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は廃止された。

（２）日本が目指すデジタル社会とは？： 6つの姿

まず、重点計画では、我が国が目指すデジタル社会を「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」と定義している。従来のアナログな世界では、個別のニーズを把握するためにアンケートやインタビューなどで情報収集をしようとする人手や時間の面から大きなコストがかかってしまう。このため、大多数が受け入れそうな画一的なサービスを提供しがちであった。しかし、デジタル技術を活用すれば購入や閲覧などの履歴データを入手できるため、従来よりも低コストで多様なニーズを汲み取ることが可能になる。こうしたデジタル化の恩恵を社会に広げることが、多様な幸せを実現するためには必要であり、それには「誰一人取り残されない」ようにデジタル・デバインドなどをなくしつつ、デジタル化を進めることが重要、というわけだ。

そこでこうしたデジタル社会を実現するため、重点計画では以下のような目指す6つの姿を描いている（前掲図表1）。まず、①**デジタル化による成長戦略**では、少子高齢化・災害等の有事への備え・循環経済への移行といった課題を克服するため、国全体のデジタル化により持続可能な社会を目指す。次に、②**医療・教育・防災・子ども等の準公共分野³のデジタル化**は、国民に身近でかつ重要なサービス分野において、これまでの断片的・画一的なサービスの提供ではなく、必要なデータの連携等を通じて、一人ひとりに合ったサービスが提供される豊かな社会を目指すものだ。③**デジタル化による地域の活性化**では、人口減少や少子高齢化、産業空洞化、防災等様々な社会課題に対して、地方の共通基盤（例えば、5G・光ファイバのようなインフラ整備や地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現）を国が支援すること等により、地域からデジタル改革、デジタル実装を推進し、地域それぞれの魅力が向上する社会を目指す。また、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、④**誰一人取り残されないデジタル社会**を目指すことも重視されている。さらに、昨今のデジタル化の担い手の不足を反映して、ICTについて学ぶ機会がありデジタル人材が育成される社会として、⑤**デジタル人材の育成・確保**をすること。そして、データ流通等での国際合意が不在である状況下、⑥**DDFT⁴の推進を始めとする国際戦略**により、国境を超えた自由なデータ流通が可能な社会を目指すこと、の6つだ。

（３）デジタル社会の実現に必要な理念・原則

こうしたデジタル社会を目指すには、それぞれの主体がバラバラな考え方でデジタル化を進めてもうまく機能しないだろう。そのため、デジタル化の取り組みが国全体としてうまく機能するためには、関係する主体が統一的な考え方（理念・原則）を事前に共有しておくことが必要

³ 具体的な準公共分野として、健康・医療・介護、教育、子ども、防災、モビリティ、農業・水産業・食関連産業、港湾、インフラといった分野を挙げている。

⁴ DDFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）によって国境を越えたデータ流通が経済成長をもたらすとの考えのもと、日本が主導してデータ流通に関する国際的なルール作りや議論等を推進している。

だ。重点計画ではそうした理念・原則として、次の5つを定めている（図表2）。

図表2 デジタル社会の実現に必要な理念・原則

<p>デジタル社会形成のための基本10原則</p> <p>①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献</p> <p>構造改革のためのデジタル5原則</p> <p>①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則</p>	<p>国の行政手続オンライン化の3原則</p> <p>デジタルファースト ワンスオンリー コネクテッド・ワンストップ</p> <p>業務改革(BPR)と規制改革の必要性</p> <p>サービス設計12箇条</p> <p>クラウド・バイ・デフォルト原則</p>
---	--

(出所)デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要・簡易版）」より

まず、①**デジタル社会形成のための基本10原則**として、(1) オープン・透明、(2) 公平・倫理、(3) 安全・安心、(4) 継続・安定・強靱、(5) 社会課題の解決、(6) 迅速・柔軟、(7) 包摂・多様性、(8) 浸透、(9) 新たな価値の創造、(10) 飛躍・国際貢献、が挙げられている。次に、②**構造改革のためのデジタル5原則**は、デジタル改革を行う際に、関連する規制改革や行政改革と一体となって整合的に行わないと実効性を伴わないとして、それらに通底する5つの原則を示したものだ（図表3）。また、③**クラウド・バイ・デフォルト原則**は、各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、クラウドサービスの利用を第一候補として検討することを指す。これは、クラウドサービスが事業環境の変化に柔軟に対応でき、最新技術の導入が容易である等の理由が背景としてある。さらに、④**国の行政手続オンライン化の3原則**は、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な原則として、(1) デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、(2) ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、(3) コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）、の3つを挙げている。そして最後の、⑤**業務改革（BPR：Business Process Re-engineering）と規制改革**については、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組むことを指す⁵。そして、デジタル化の効果を最大限発揮するために、規制の見直しも併せて行うことを定めている。

⁵ 具体的には、①利用者のニーズから出発する、②事実を詳細に把握する、③エンドツーエンドで考える、④全ての関係者に気を配る、⑤サービスはシンプルにする、⑥デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める、⑦利用者の日常体験に溶け込む、⑧自分で作りすぎない、⑨オープンにサービスを作る、⑩何度も繰り返す、⑪一遍にやらず、一貫してやる、⑫情報システムではなくサービスを作る、といった**サービス設計12箇条**と呼ばれる方針に基づいている。

図表3 構造改革のためのデジタル5原則

第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的な対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

(出所)デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年(2022年)6月7日)より

(4) 重点計画の実現可能性を高めるための仕組み(基本戦略)

さらに、重点計画で掲げたデジタル社会を実現させるには、理念・原則を共有するだけでなく、その実現可能性を高めるための仕組みも必要だ。重点計画ではそうした仕組みを以下の7つの政策群に整理して、有効な戦略的取り組み(基本戦略)としてまとめている(図表4)。

図表4 重点計画の実現可能性を高めるための仕組み(基本戦略)

デジタル臨時行政調査会 ▶アナログ規制の見直しに係る工程表確定・法案提出。技術検証の実施、テクノロジーマップ整備等を進め、工程表に沿った規制見直しを図る デジタル田園都市国家構想実現会議 ▶デジタル田園都市国家構想交付金による支援等を通じ、マイナンバーカード利用サービスの横展開、「書かない窓口」等を推進する 国際戦略の推進 ▶DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 ▶国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応 ▶AI戦略チーム等の連携体制/AIの社会実装 包括的データ戦略の推進と今後の取組 ▶データ連携基盤、ベース・レジストリ等を重点的に取り組む Web3.0の推進 ▶ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備
--	---

(出所)デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」より

まず、①「**デジタル臨時行政調査会**」は、アナログ社会を前提とした旧来の規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、アナログ規制等見直しの司令塔として設置されたものだ。先述したように、デジタル改革・規制改革・行政改革に通底する5つの原則からなる「**構造改革のためのデジタル5原則**」に基づいて、デジタル臨時行政調査会は、規制所管府省庁における規制の見直しを行い、工程表に沿って2024年6月までを目途にアナログ規

制を一掃していくなど、デジタル社会の実現に向けた構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進していく。

次に、岸田政権が掲げる「新しい資本主義」の重要な柱の一つである「**デジタル田園都市国家構想**」は、地域共通のデジタル基盤を国が整備すると共に、データ連携基盤などの各地域のデジタル基盤は官民が連携して作り込むことで、地域の個性を活かすために必要なデータの収集・活用などを通じて、デジタルの力で地方創生の取り組みを加速化・深化させるものだ。具体的には、次回のレポートで述べる、デジタルインフラを加速させる「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行や「デジタルライフライン全国総合整備計画の策定」、地域におけるデジタル実装の基盤となるマイナンバーカード利用サービスの横展開、そして「書かない窓口」⁶等を推進する。内閣官房には、②「**デジタル田園都市国家構想実現会議**」が設けられ、さらに、各府省庁の施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたものが「**デジタル田園都市国家構想総合戦略**」である（2023年末に改定予定）。

また、③**国際戦略の推進**では、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の確保を図るため、諸外国デジタル政策関連機関との連携を強化して、データ流通に関連する国際的なルール・枠組み作り等を行うものだ。

そして、④**サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保**では、サイバーセキュリティや個人情報等の適正な取扱いの確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止に加えて、高度情報通信ネットワークの災害対策も念頭に置いたものである。特に、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊だけでなく、世界規模の感染症の蔓延や大規模地震災害をはじめとする自然災害などの脅威もある中で、デジタル社会の強靱性を確保する観点が重視されている。

⑤**急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応**は、AI戦略チーム等の有識者会議や関係省庁、官民のAI関係研究機関の連携体制やAIの社会実装を進めるものである。例えば、次回のレポートで言及するG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合及びG7広島サミット等の合意は、こうした基本戦略を意識した取り組みだ。

⑥**包括的データ戦略の推進と今後の取組**では、2021年6月に策定された「包括的データ戦略」で進捗しつつあるDFFTや準公共分野のデータ連携基盤の構築に加えて、当面、政府として重点的に取り組むべき施策（データ連携基盤やベース・レジストリ⁷等）についてその方向性を示したものである。

最後に、従来のインターネットよりも安全で透明性が高く、管理者が必要とされていない分散化されたウェブを実現するための技術のことをWeb3.0と呼ぶが、⑦**Web3.0の推進**では、ブロッ

⁶ 来庁者が申請書に記入せずに、職員が窓口で来庁者から本人確認や申請に必要な情報を聞き取り、窓口支援システムに入力して、各種証明書の発行や住民異動届などの手続きができる自治体の窓口サービス。

⁷ 公的機関等が保有する社会の基本データ（個人、法人、土地、建物、資格等に関するデータ）を登録したデータベース。社会の基盤として、データの正確性や最新性を確保するなど、行政手続をはじめとする様々な場面で参照し得るよう整備することが求められるもの。

クチェーン技術を基盤とする NFT（非代替性トークン：Non-Fungible Token）⁸の利用等の環境整備などを行うものだ。Web3.0 を推進するメリットとしては、個人が自分のデータを安全に管理することができる点にある。

次回のレポートでは、こうした重点計画で示されたデジタル社会の方向性や、共有すべき理念・原則、そして実現可能性を高めるための枠組みを背景として、具体的に重点計画で挙げられている施策やその周辺の枠組みなどについて議論する。

以上

⁸ NFT とは、デジタルデータの本当の所有者が誰で、それまでどのような所有者の変遷をたどってきたかを証明し、デジタルデータが資産としての価値を持つことを可能とする技術を指す。これが可能になると、例えばインターネット上にある画像、音楽、動画などのデジタルデータが資産として価値を持つことになる。